

第 9 回景観計画検討小委員会の検討概要

日時・場所 平成 21 年 12 月 10 日 10:00 ~ 12:00

本庁舎 7 F 住宅課管理相談室

出席者 【委員】西村委員長、進士委員、初田委員、後藤委員、窪田委員、山本委員

【事務局】佐藤景観と地区計画課長、小俣景観と地区計画主査、安藤主事、千葉主事

1. 区分地区「(仮称)歴史あるおもむき外濠地区」の追加指定について

(1) 範囲

以下の検討を踏まえ、資料 3 のとおり(史跡江戸城外堀跡及び四谷地区、神楽坂地区を除く史跡から 200m の範囲)とした。

地形の変化を踏まえた範囲とする。(外濠地区景観ガイドプランの検討範囲と同じ考え方)

神楽坂地区と四谷地区は、現在地域で検討しているまちづくりを踏まえた別の区分地区として定め、外濠地区の方針や基準を盛り込む。

(2) 景観形成の方針

以下の検討を踏まえ、資料 4 のとおりとした。

車窓からの眺めについて明記する。

外堀通りにおける低層部の賑わいや歩行者の回遊性について記載する。

(3) 景観形成基準

以下の検討を踏まえ、資料 5 のとおりとした。

『粋なまち神楽坂地区』の記述のように、外濠景観についての特徴を具体的に示す。

人により解釈が異なるような文言は避ける。

外堀通りにおける低層部の賑わいの創出や歩行者の回遊性を高める基準を盛り込む。

車窓からの眺めに対する配慮をもっと強調する。

切土と盛土への配慮、水とみどりへの配慮を追記する。

2. その他の検討事項

(1) 外堀通りを景観重要公共施設とすること

(2) 「水とみどりの神田川地区」に妙正寺川から 30m の範囲を加えること

(3) 「新宿御苑みどりと眺望保全地区」に「周辺の主要な眺望点からの見え方への配慮」に関する基準を追加すること